

開く

定例会3日目の3月10日、2議員が登壇して一般質問が行われ、聴覚障害関連訴訟の経過について他、町長の考え方をただしました。

町が提訴された裁判の経過は

||答||弁論準備手続き中

茂木議員

長屋町長

さきました。

平成22年3月の定例会で副議長の辞職勧告を決議しましたが、これに対し未だに何の回答もありません。

更に副議長は町を提訴してこれに伴う弁護士の費用を平成22年5月20日の第4回臨時会で、122万9千円組んだところですが、その後の裁判の経過はどうなっています。

ヘ齊藤企画総務課長

訴訟の経過について順を追って説明致します。

その後の裁判経過ですが、昨年6月22日第1回の口頭弁論が旭川地裁で行われました。

この費用を平成22年5月20日の第4回臨時会で、122万9千円組んだところですが、その後の裁判の経過はどうなっています。

ヘ齊藤企画総務課長

訴訟の経過について順を追って説明致します。

その後の裁判経過ですが、昨年6月22日第1回の口頭弁論が旭川地裁で行われました。

原告から提訴に対す

る町の答弁、主張とし

ては、原告からの請求

の棄却を求め、その請

求に対し全面的に争

うこととしたものです。

その後、昨年8月17日、第2回の口頭弁論

を行われることになっ

ております。

ヘ茂木議員

訴訟手続きにつ

いて、詳しく伺いたい。

また、裁判の経過につ

いて皆様に分かるよ

うに報告していただき

たい。

報告したい。

結果については、はつ

きりした時点で皆様に

報告したい。



茂木議員

ヘ茂木議員

弁論準備手続きについて、詳しく述べたい。また、裁判の経過について皆様に分かるように報告していただきたい。

この準備手続きは、口頭弁論の形態と違います。市役所の弁護士を代理人とする委任契約を致しました。

双方の争点と証拠の整理を行うもので、口頭弁論準備手続きとは、弁論準備手続きとは、

口頭弁論を円滑にして一般に傍聴ですとか、証明を双方でやり取りをして、最終的に口頭弁論に持ち込むといった事務手続きが裁判上あるということがあります。

第2回口頭弁論以降現在まで9月、11月、12月の3回にわたって双方の主張と証拠等を交し合う手続、弁論準備手続を現在行っています。また4回目の弁論準備手続としまして、明日行われることになります。

ヘ長屋町長

訴訟を受けて町は昨年5月20日付けで札幌市役所の佐々木総合法律事務所の弁護士を代理人とする委任契約を致しました。

その後の裁判経過ですが、昨年6月22日第1回の口頭弁論が旭川地裁で行われました。

原告から提訴に対す

る町の答弁、主張とし

ては、原告からの請求

の棄却を求め、その請

求に対し全面的に争

うこととしたものです。

その後、昨年8月17日、第2回の口頭弁論

を行われることになっ

ております。

ヘ齊藤企画総務課長

訴訟手続きにつ

いて、詳しく伺いたい。

また、裁判の経過につ

いて皆様に分かるよ

うに報告していただき

たい。

報告したい。

結果については、はつ

きりした時点で皆様に

報告したい。

一般質問

町政

高齢者の安否確認は

=答= 全町的な取り組みが大事

△茂木議員

町長は、昨年12月の定例会で二期目の立起を表明した。

滝上町も少子高齢化が進んでいる状況です。高齢者の割合は非常に高くなっています。

しかし、その方が

00年を迎えたと

残念ながら昨年から

今年にかけまして数名の方々が自宅において不慮の亡くなり方をして

いる。

民生委員、社協のホー

ムヘルパー等の方が訪

問、介護していると思

い。

いたお陰で滝上町も1

00年を迎えたと

基礎を作つてこられたと

思つてます。

滝上町にも高齢者事

業団があります。

その人たちの力を借

りまして訪問等をして

います。

もうう、安否確認、そ

ういう形をとつていく

ことが出来ないのか。

民生委員、ヘルパー

等の人たちの回りきれ

ない所をフォローして

ます。

ある調査によります

と20年後に単身世帯が

報システムに加入しま

して、高齢者、身体障

害者に機器の貸付けを

行つております。現

在35台稼動してます。

单身者が増えてきま

すと、例えば心筋梗塞

が悪化し衰弱して亡く

なったという例も最近

あります。

ただ、看取られずに

亡くなつたことが全て

孤独死かといいますと、

そうともいえないと思つ

ております。

△茂木議員

いますが人数の関係もあり十分とはいえない

と思ってます。

溪樹園、老人ホーム等に入所できれば良い

声掛け運動等は町内会等を通じて既に行つて

いると思ひますが、もう一歩進みまして滝

上町全体で見守るとい

うことにしていかなければならぬと思つて

ます。

もうう形にもつていけ

ないのか。

あります。

ます。

町内では、民生児童

委員、保健師、社会福

祉協議会、町内会、そ

う

いつた方々の組織の

中で何らかの見回りを

行つております。

ます。

例えば持病を持つて

いる方がどうも悪化し

ているが、病院にかかる

ています。

上町全体で見守るとい

うことにしていかなければならぬと思つて

ます。

ます。

上町全体で見守るとい

うことにしていかなければならぬと思つて

ます。